

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 京セラ株式会社 様		PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒612-8501 日本国京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地		発送日 (日.月.年) 07.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 18P00143W00		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/018065	国際出願日 (日.月.年) 10.05.2018	優先日 (日.月.年) 26.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01L33/50(2010.01)i, A01K63/06(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 京セラ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 24.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 皆藤 彰吾 電話番号 03-3581-1101 内線 3255	2K	6204

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43の2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	_____	有
	請求項	1-7	無
進歩性 (I S)	請求項	_____	有
	請求項	1-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項	_____	無

2. 文献及び説明

- 文献 1: JP 2008-34833 A (三菱化学株式会社)
 2008.02.14, [0175]-[0186], 図 1-2, 4
 & US 2009/0267484 A1, [0319]-[0337], Figs. 1-2, 4
 & EP 2043165 A1
 & TW 200812120 A
- 文献 2: JP 2010-199273 A (京セラ株式会社)
 2010.09.09, [0014], [0027], [0036], [0057]-[0073], 図 1-4
 (ファミリーなし)
- 文献 3: JP 2017-34179 A (株式会社小糸製作所)
 2017.02.09, [0014], [0046]-[0048], [0063], 図 1, 8
 (ファミリーなし)
- 文献 4: JP 2013-65555 A (三菱化学株式会社) 2013.04.11, [0049], 図 25-27
 & US 2014/0183578 A1, [0153], FIGS. 25-27
 & EP 2753150 A1
 & CN 103299719 A

請求項 1-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より新規性・進歩性を有しない。

文献 1 の比較例 2 として記載されている発光装置 1 は、ピーク波長が 405nm、半値幅が 30nm である半導体発光素子 10 と、ピーク波長が 457nm、525nm の蛍光体を含む発光部 20 と、を備えるものであり、図 4 に照らして、発光装置 11 の外部放射光は、525nm から 750nm の波長にかけて、光強度が連続的に減少する長波長領域を有するものと認められ、請求項 2-6 で特定される条件も、満たしているものと認められる。

そして、該発光装置は、回路基板 110 に接続して、照明装置に適用されるものであるから、請求項 1-7 に係る発明と、文献 1 に記載の上記発光装置とは、構成上差異はないか、仮に有するとしても想到容易である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1-2, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より新規性・進歩性を有しない。

文献 2 に実施例 1-4 として記載されている発光装置 11 は、発光素子 17 と、青色蛍光体、緑色蛍光体を含む透明マトリクスと、を有するものであり、図 2-3 に照らして、発光素子 17、青色蛍光体、及び緑色蛍光体は、請求項 1 で特定されるピーク波長を有するとともに、発光装置 11 の外部放射光は、緑色蛍光体のピーク波長から 750nm の波長にかけて、光強度が連続的に減少する長波長領域を有するものと認められ、請求項 2 で特定される条件も満たしているものと認められる。

そして、該発光装置は、照明装置に適用されるものであるから、請求項 1-2, 7 に係る発明と、文献 2 に記載の上記発光装置とは、構成上差異はないか、仮に有するとしても想到容易である。

請求項 1-2, 5, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 3 より新規性・進歩性を有しない。

文献 3 に実施例 1 として記載されている発光モジュール 10 は、n UV-LED チップ 14 と、青色蛍光体 32、緑色蛍光体 26 を含む第 1 の層及び第 2 の層と、を有するものであり、図 8 に照らして、n UV-LED チップ 14、青色蛍光体 32、緑色蛍光体 26 は、請求項 1 で特定されるピーク波長を有するとともに、発光モジュール 10 の外部放射光は、緑色蛍光体のピーク波長から 750nm の波長にかけて、光強度が連続的に減少する長波長領域を有するものと認められ、請求項 2, 5 で特定される条件も満たしているものと認められる。

そして、該発光装置は、照明装置に適用されるものと認められるから、請求項 1-2, 5, 7 に係る発明と、文献 3 に記載の上記発光モジュール 10 とは、構成上差異はないか、仮に有するとしても想到容易である。

請求項 1-3, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 より新規性・進歩性を有しない。

文献 4 の図 27 に記載の発光装置は、ピーク波長が 405nm の半導体発光素子と、青色蛍光体、緑色蛍光体を含む封止剤と、を有するものであり、図 27 に照らして、半導体発光素子、青色蛍光体、緑色蛍光体は、請求項 1 で特定されるピーク波長を有し、該発光装置の外部放射光は、緑色蛍光体のピーク波長から 750nm の波長にかけて、光強度が連続的に減少する長波長領域を有するものと認められ、請求項 2-3 で特定される条件も満たしているものと認められる。

そして、該発光装置は、照明装置に適用されるものであるから、請求項 1-3, 7 に係る発明と、文献 4 に記載の上記発光装置とは、構成上差異はないか、仮に有するとしても想到容易である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3-6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より進歩性を有しない。

文献 2 に記載の上記発光装置 11 において、高い色温度の照明を再現すべく、蛍光体の比率を調整して、その発光スペクトルを請求項 3-6 で特定されるがごとく好適化することは、当業者にとって容易である。

請求項 3-4, 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 3 より進歩性を有しない。

文献 3 に記載の上記発光モジュール 10 において、高い色温度の照明を再現すべく、蛍光体の比率を調整して、その発光スペクトルを請求項 3-4, 6 で特定されるがごとく好適化することは、当業者にとって容易である。

請求項 4-6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 より進歩性を有しない。

文献 4 に記載の上記発光装置において、高い色温度の照明を再現すべく、蛍光体の比率を調整して、その発光スペクトルを請求項 4-6 で特定されるがごとく好適化することは、当業者にとって容易である。